

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

メディカルサテライト岩倉(岩倉病院通所リハビリテーション)事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人知邑舎 メディカルサテライト岩倉が開設する岩倉病院通所リハビリテーション(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 岩倉病院通所リハビリテーション
- ② 所在地 岩倉市川井町鉄砲59番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 1名(常勤兼務、管理者と兼務)
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 合わせて3名以上(常勤専従2名、常勤兼務1名)
従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、特別な事由により休業する場合以外で、国民の休日及び12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間(所要時間が1時間以上2時間未満のもの)
 - I. 9:00-10:30
 - II. 10:30-12:30
 - III. 13:00-15:00
 - IV. 15:00-17:00

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は、指定介護予防通所リハビリテーションと合わせて、次のとおりとする。

- 1 1単位目 35名

- 2 2 単位目 35 名
- 3 3 単位目 35 名
- 4 4 単位目 35 名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、各々の負担割合に基づく額とする。

- ① 機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ リハビリマネジメント
- ④ 運動器機能向上

2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岩倉市、北名古屋市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行い、利用者はこれを守らなければならない。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用し、他利用者等へ暴言等を吐かない。
- ③ また特定の設備器具に対する使用が危険であると判断された場合は、特定の器具を使用しない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備し、虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ③ 虐待を防止するための従業者に対する定期的(年1回以上)な研修の実施。
- ④ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。(関連市町村及び関連施設等への報告を含む)

(ハラスメントの禁止に関する事項)

第12条 事業所は、従業者におけるハラスメントを防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① ハラスメントを防止するための従業者に対する研修の実施
- ② ハラスメントに関する相談・苦情に対する相談窓口の設置

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 随時

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

この規程は、平成24年3月15日に変更し、同日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日に変更し、同日から施行する。

この規定は、平成30年9月1日に変更し、同日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日に変更し、同日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日に変更し、同日から施行する。